

平成28年第3回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第78号 平成27年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成27年度別府市水道事業会計決算の認定について
- 議第79号 別府市重要文化的景観整備事業分担金徴収条例の一部改正について
- 議第80号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第81号 別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議第82号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第83号 工事請負契約の締結について

議第78号

平成27年度別府市水道事業剰余金の処分及び平成27年度別府市水道事業会計決算の認定について

1 趣旨

- (1) 地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度別府市水道事業剰余金を処分することについて議会の議決を求めます。
- (2) 地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度別府市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

2 担当課 水道局管理課

議第79号

別府市重要文化的景観整備事業分担金徴収条例の一部改正について

1 趣旨

災害復旧として行う重要文化的景観整備事業の分担金の額を定めるため、条例を改正します。

2 議案の内容

第4条に下線部分を加えます。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、重要文化的景観整備事業に要する費用の額から当該重要文化的景観整備事業に対して国等から交付される補助金その他給付金の額を除いた額 (災害復旧の場合は、その額の範囲内において市長が定める額) とする。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 教育委員会生涯学習課

議第80号

別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めるに当たって、従うべき基準又は参酌すべき基準を定める

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、次に掲げる事項が定められたことに伴い、条例を改正します。

- (1) 小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所において、保健師又は看護師のほか准看護師も保育士とみなすことができるとされたこと。
- (2) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所において、職員配置に係る特例が定められたこと。
- (3) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所において、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室が4階以上の階に設けられている場合に設ける避難用の施設又は設備の基準が改められたこと。

2 議案の内容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正内容と同様の改正をします。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉保健部児童家庭課

議第81号

別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 趣旨

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第256号）により児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部が改正され、条例が引用する同令第2条の4に条項の移動（繰下げ）が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 「（児童扶養手当法施行令）第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改めます。（第4条第1項第3号及び第6号関係）
- (2) 「（児童扶養手当法施行令）第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に改めます。（第4条第1項第5号関係）

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉保健部児童家庭課

議第 8 2 号

別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

次の理由により条例を改正します。

- (1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、有料公園施設に指定管理者制度を導入すること。
- (2) 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）の一部が改正され、自動車の種類に準中型自動車が新たに設けられたこと。

2 議案の内容

- (1) 次に掲げる事項を定めます。（第 3 5 条から第 3 8 条まで関係）

ア 有料公園施設の管理を指定管理者に行わせることができること。

イ 指定管理者が行う業務の範囲

ウ 管理の基準

エ 有料公園施設の利用者は、利用料金を納めること。

- (2) 別表第 3 別府公園駐車場の項中「中型自動車（8 トン車両等を除く。）及び普通自動車」を「中型自動車（8 トン車両等を除く。）、準中型自動車及び普通自動車」に改めます。

- 3 施行期日 公布の日。ただし、別表第 3 の改正規定は、平成 2 9 年 3 月 1 2 日

- 4 担当課 建設部公園緑地課

議第 8 3 号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 別府市汚泥再生処理センター（仮称）建設工事

- (2) 契約の方法 一般競争入札（総合評価落札方式）による契約

- (3) 契約の金額 3, 1 2 6, 6 0 0, 0 0 0 円

（うち消費税及び地方消費税 2 3 1, 6 0 0, 0 0 0 円）

(4) 契約の相手方 福岡県福岡市中央区天神三丁目9番25号
水 i n g 株式会社九州支店
支店長 河 津 義 孝

3 担当課 生活環境部環境課